

芝法人会の 27年度 28年度 報告と計画について

会長挨拶

公益社団法人 芝法人会 会長(代表理事) **北迫秀樹**
[東京放送株式会社／代表取締役会長]
(公益財団法人 全国法人会総連合 理事)
(一般社団法人 東京法人会連合会 副会長)



芝法人会は公益社団化5年目を迎えました。今後、より充実した事業を行っていくため、当会のこれまでの経過とこれからの運営について、皆様にご理解をいただき、公益のためにご協力を賜りたいと思います。

当会の「平成27年度の事業活動」につきましては、その社会的使命を果たすべく、芝税務署をはじめとする関係各位のご指導のもと、「税務知識の普及」など、税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を多数実施し、充実した法人会活動を展開できました。深く感謝申し上げます。

特には、「租税教育」関連事業に重点を置き、「税と社会の仕組みを知る特別交流事業」を実施しております。

特別交流事業は、「租税教育活動」に、「キッズニア東京での職業体験」を加え、東京諸島と港区の小学生同士の交流機会を創出し、税の大切さや社会の仕組みを正しく理解してもらい、将来に向かって夢を育むことの支援を目的としております。

本事業につきましては、第1回目を平成26年11月に、また、2年目となりました昨年は、5月、6月ならびに11月に実施し、それぞれ多数

の小学生児童の皆さんにご参加いただくことができました。

3年目となります本年の「特別交流事業」は、これまでにお寄せいただきましたご意見等をしっかりと踏まえた上で、地域交流事業にも発展させたいと考えておりますので、会員・地域企業の皆様には、今まで以上のご支援をお願い申し上げます。

スタートしております平成28年度は、東京都からの指導に基づき、より公益性と透明性の高い会運営をおこない、強く健全な財務基盤を築き、継続性の高い事業・活動を展開することにしております。地域の皆様方と関係行政機関との間を適切に取り持つ「フィルター役」として存在し、地域に密着した公益社団法人として皆様のご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、今後もご支援・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

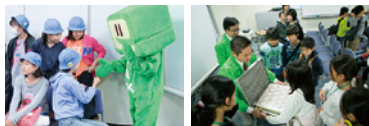
東京諸島と港区の子供たちの未来を創る 特別交流事業とは

本事業は「税の大切さと社会の仕組みを知ってもらうこと」、「東京諸島と港区の小学生同士の交流機会を創出すること」を目的として、2014年度より実施されている企画です。今後も当会は地元企業や行政機関、そして教育機関との連携を図りながら、本事業を継続的に開催して行こうと考えています。

特別交流事業の【3つの柱】 「租税教育」と「職業体験・企業見学」、そして「小学生同士の交流」は、本事業の3つの柱です。

①税の大切さと社会の仕組みを正しく理解する。

芝税務署の協力のもと、東京諸島と港区の小学生児童が芝税務署を訪問。署内で移動租税教室を開催しています。当会青年部会員が講師を務め、税の意義と役割、税についての正しい知識を養うことを目的に、大人数での活気ある合同授業を行っています。



積極的に授業へ取り組む児童たち。原寸大の1億円モックの登場には、わっと歓声が上がりました。

②職業体験・企業見学を通じ、子供たちの未来を後押しする。

キッズニア東京にて、さまざまな職業体験を実施。「税を考える週間」中においては、特設される税務職員アクティビティで、児童たちに税についての理解を深めていただきます。また、日本テレビ、フジテレビの協力ののもと社屋の見学を実施しました。



税務職員をはじめ、思い思いに職業体験をした児童たち。テレビ局では、番組制作の裏舞台を見学しました。

③東京諸島と港区の小学生同士の交流機会を創出する。

東京諸島の小学生児童が港区の小学校を訪れ、体育や給食の時間を共有するなど交流機会を設けています。体を動かしながらの交流で児童たちは急速に親睦を深め、友情が芽生えます。互いに理解し合うことは、児童たちの成長の糧となるでしょう。



マラソン教室に、タグラグビー。運動のあとは、互いの事を話しながらのお昼ごはん。会話が自然と弾みます。

平成27年度 事業報告・収支決算報告

会員の異動に関する事項

- ①平成27年4月1日 会員数 **3,406社**(前年度**3,537社**)
- ②新規加入【増】**117社**(前年度 **73社**)
- ③転出および退会【減】**189社**(前年度**204社**)
- ④増減 **▲72社**(前年度 **▲131社**)
- ⑤平成28年3月31日 会員数**3,334社**(前年度 **3,406社**)

※転出(49社)の内、他会に紹介した法人数25社(東法連 会員紹介制度) ※転入(4社)の内、他会から紹介された法人数3社(東法連 会員紹介制度)

【事業報告】

●公益目的事業

⇒**経常費用80,882千円**

⇒**予算対比97.2%**

⇒**開催回数127回**

⇒**参加実績46,056名(内一般24,091名 一般参加52.3%)**

⇒**参加者1人当たり経常費用1,756円**

▶平成27年度 税についての作文等表彰式(関係民間三団体 合同開催)
平成27年11月17日 於:メルパルク東京
芝納税貯蓄組合連合会「中学生の税についての作文」
芝間税会「税の標語」
芝法人会「小学生の税に関する絵はがき」「小学生の税についての作文」



27年度の報告です!

▲法人会のキャラクター
けんたくん。



・公益目的事業の内訳

「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業(18号事業)」

① 経常費用**53,028千円** ② 予算対比**97.2%** ③ 開催回数**96回** ④ 参加実績**42,939名**(内一般**22,660名**)

「地域社会の健全な発展を目的とする事業(19号事業)」

① 経常費用**27,854千円** ② 予算対比**97.3%** ③ 開催回数**31回** ④ 参加実績**3,117名**(内一般**1,431名**)*開催回数8回 *参加実績988名(内一般971名)

正味財産増減計算書内訳表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日)

(単位:千円/端数処理あり)

	公益目的事業会計		その他の事業会計		法人会計		合 計	
	年度予算	実 績	年度予算	実 績	年度予算	実 績	年度予算	実 績
受取会費	15,700	15,830	0	0	62,800	63,322	78,500	79,152
受取寄附金	3,500	2,113	0	0	0	0	3,500	2,113
その他収益	24,212	25,110	3,240	4,180	2,180	2,883	29,632	32,173
経常収益計	43,412	43,053	3,240	4,180	64,980	66,205	111,632	113,438
事業費	83,151	80,882	6,694	6,247	0	0	89,845	87,129
管理費・会議費	—	—	—	—	21,787	23,325	21,787	23,325
経常費用計	83,151	80,882	6,694	6,247	21,787	23,325	111,632	110,454
当期経常増減額	▲39,739	▲37,829	▲3,454	▲2,067	43,193	42,880	0	2,984

※公益目的事業比率 年度予算:74.5% 実績:73.2%

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円/端数処理あり)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1. 流動資産	18,009	19,093	▲1,084
2. 固定資産	477,463	474,849	2,614
①基本財産	206,229	194,729	11,500
②特定資産	135,189	135,822	▲633
③その他固定資産	136,045	144,298	▲8,253
資産合計	495,472	493,942	1,530
1. 流動負債	14,893	15,509	▲616
2. 固定負債合計	7,976	8,609	▲633
負債合計	22,869	24,118	▲1,249
正味財産合計	472,603	469,824	2,779
負債及び正味財産合計	495,472	493,942	1,530

平成28年度の会運営について

I 平成28年度活動理念

【大原則】

1. 全・東法連の方針に沿う。
2. 当会運営の「基本的指針」に沿う。
3. 平成27年度からの繰越準備預金額を減少させない「公益目的事業比率」となるよう計画する。
4. 損益計算書ベースで「収支相償(収支均衡)」予算とする。

【重点事項】

会員維持活動の強化と、寄附金対象公益活動の充実を図る。そのためには、遍く広く、地域社会からいっそうの信頼を得る必要があるため、次の事項に重点を置く。

- (1) 芝税務署、東京都ならびに港区との連絡・協調を密にし、地域社会とのパイプ役としての立場をいっそう明確にする事業を行う。
- (2) 他の芝税務署関係民間団体との連絡・協調を密にし、特に「租税教育関連事業」と「税務広報活動」での連携を強化する。
- (3) 地域社会から求められ、期待される公益活動を調査し、その結果に基づき「目的・求める効果・対象者・内容」等の事業検証をおこない、いっそう充実することで、一般参加者の増加を図る。
- (4) 会員維持(加入勧奨)活動にあたっては、対象が明確な各部会員数の増加を目指す。そのために、各部会対象者が求める専門性に合った事業を企画し、一般参加者の増加を図る。
- (5) 上記を適正に運営するために、「事務局」の体制を堅持する。

II 基本方針

地元・芝 ひと まち
芝法人会は、地域社会の絆を深め、企業(経営者)と地域を元気にします!

1. 「税務行政への協力」
2. 「租税負担の合理化」
3. 「経理知識の普及」
4. 「公益と社会貢献」
5. 「会務運営の円滑化」

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

① 税務研修会 <対象:会員・一般／年間22回程度開催(他申込状況に応じ適宜追加開催)>

【目的】法人税、消費税、相続税、資産税等の国税を中心に研修テーマに取り上げ、正しい税知識を身につける。講師は、芝税務署各部門担当官および税理士等に依頼する。

② 新設法人説明会 <対象:芝税務署管内に新たに設立された全法人／年間9回程度開催>

【目的】新たに法人として設立された企業に対し、必要な諸届け等の手続きをはじめ、事業の開始に際して法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官・税理士等が行う。

③ 決算法人説明会 <対象:芝税務署管内の決算月を迎えた全法人／年間13回開催>

【目的】決算月を迎えた法人に対し、税制改正事項等決算手続きを行うにあたり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官・税理士等が行う。

④ 公益法人説明会 <対象:芝税務署管内の決算月を迎えた公益法人／年間1回開催>

【目的】決算月を迎えた公益法人に対し、税制改正事項等決算手続きを行うにあたり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官等が行う。

⑤ 租税教育 <対象:東京諸島と港区を中心とした小学生／適宜開催>

【目的】東京諸島と港区を中心とした小学生を対象に「租税教室」を開催する。講師が小学校に訪問して行う「租税教室」と、小学生が芝税務署に署内見学と同時に「移動租税教室」を実施する。講師は、講師研修を受講した青年部会役員が中心となり担当する。この他「みなと区民まつり」等の地域イベントにおいて、税についてのゲームコーナーを併設し、参加者に対して税の啓蒙活動を行う。

⑥ 源泉部会税務研修会 <対象:会員・源泉部会員・一般／年間6回開催>

【目的】主に源泉所得税等に関する適正な取り扱いを研修のテーマに取り上げ、企業の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、芝税務署

法人課税部門担当官および税理士等に依頼する。

⑦ 調査部法人部会税務研修会 <対象:会員・調査部法人部会員・一般／年間2回開催>

【目的】東京国税局調査部所管法人を対象に、「税制改正・法人税に関する適正な取り扱い」等をテーマに取り上げ、法人の実務担当者としての資質の向上に努める。また、開催時には、大企業向けの「e-Tax普及促進」のPRを行う。講師は、東京国税局担当官や税理士に依頼する。

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

① 「税についての作文」「税に関する絵はがき」コンクール <対象:東京諸島と港区を中心とした小学生／年間2回開催>

【目的】東京諸島と港区を中心とした小学生に対し「税についての作文(租税教室を実施した小学生が対象)」「税に関する絵はがき」の募集を行い、優れた作品を表彰する。将来の社会を支える小学生に、税についての啓蒙活動を通じて意識啓発の機会を提供する。

② 「税を考える週間」特別講演会 <対象:会員・一般／年間1回開催>

【目的】「税を考える週間」行事の一環として、政治・経済・経営をテーマとした講演会を開催する。講師はその分野の専門家や著名人に依頼する。なお、聴講者には正しい税知識の普及、納税意識の高揚並びにe-Taxの利用率向上等の税についての啓蒙活動を行う。

③ 地域での税務情報広報(関係民間六団体) <対象:一般／年間1回開催>

【目的】「みなと区民まつり」において、当会を含む関係民間六団体による税に関するクイズ等のブースを出展する。イベント参加者に対し、税についての広報物(e-Taxチラシ、ノベルティ等)の配布を行う。

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

① 税制改正要望事項に関する税制アンケート <対象:会員・一般／年間1回実施>

【目的】税に関する調査研究及び情報の収集を目的として、税に関する要望・意見について、アンケートの実施とその取りまとめを行う。

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

① 経営者・実務者研修会(税理士による税務研修会) <対象:会員・一般／年間6回開催>

【目的】「税理士視点からの注意すべき税務」等をテーマにした内容で、経理担当者等の資質の向上に努める。講師は税理士に依頼する。

② 源泉部会研修会 <対象:会員・源泉部会員・一般／年間3回開催>

【目的】社会保険、労働保険等及び人事部門等向けの研修会を実施し、企業の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、社会保険労務士等に依頼する。

③ 調査部法人部会研修会 <対象:会員・調査部法人部会員・一般／年間2回開催>

【目的】東京国税局調査部所管法人を対象に、「国際財務報告基準」等をテーマに取り上げ、法人の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、公認会計士や税理士に依頼する。

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

① 地域イベントにおける租税教育・税務広報 <対象:一般／年間2回開催>

【目的】「みなと区民まつり」、「乗馬教室(ふれあいどうぶつえん)」等の地域イベントにおいて、税についてのゲームコーナーを併設し、参加者に対して税の啓蒙活動を行う。また、税務情報チラシ等の配布を行い税務行政支援に貢献をする。

② 環境保全(省エネルギー)に関する事業 <対象:会員・一般／年間2回程度開催>

【目的】地球温暖化対策報告書の提出の促進に資する。環境保全に関する研修会・講習会の開催や、地域イベントにおいて、「節電に関するPR(チラシの配布)」「緑化対策に関するPR(花の種・球根配布)」を実施し、環境保全並びに省エネ活動への意識啓発を行う。

③ 東京諸島と港区の小学生児童限定『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業 <対象:東京諸島と港区を中心とした小学生／年間5回開催>

【目的】育成支援及び地域活性化を目的とし、東京諸島と港区の小学校との交流を「租税教室」「職場体験」等を通じて実施する。

6. 会員の福利厚生等に関する事業 ならびに 会員の交流に資するための事業

① 会員限定研修会 <対象:会員／年間2回程度開催>

【目的】会員限定とした研修会を実施し、会員の満足度向上を図り、会員維持につなげる。研修内容は、法人の業種・規模等を絞り込み、より深い研修内容とする。

② 新入会員歓迎会 <対象:会員／年間8回開催>

【目的】過去3年間に入会した会員を対象に、会員相互の交流を図る。



寄付活動について

当会は、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした、次の公益事業を精力的に実施しております。

(1) 税知識の普及を目的とする事業

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業

(5) 地域社会への貢献を目的とする事業

これらの事業に必要な資金は、主に会員の方々の会費を充てておりますが、今後、更にその内容の拡大・充実を図るには、寄附金が必要です。皆様からお預かり致します寄附金は、当会の「寄附金等取扱規程」に則り、公益事業に有効使用させていただきます。

なお、当会は、東京都知事から「公益社団法人」としての認定〔認定日は2012年（平成24年）3月22日、法人登記日は同年4月1日〕を受けておりますので、当会への寄附金には、特定公益増進法人（※）としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。また、税額控除に係る証明を取得しておりますので、個人様の寄附については前記（所得控除）とのいずれか一方を選択いただくことができます。

※すべての「公益社団法人」は、特定公益増進法人と位置づけられています。

本年度も“租税教育関連事業”から用途を特定し、一定期間に限って行う「特定寄附金」につきまして募金活動を予定しております。（一般寄附金につきましては、随時募集しておりますので、事務局までお問い合わせください）

詳細が確定次第、速やかに当会ホームページ等にて広報いたしますので、当会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、公益目的事業の更なる充実と推進のため、是非ご寄附をお寄せくださいますよう心よりお願い申し上げます。



寄付金等取扱規定（抜粋）

第1条 本規程は、公益社団法人芝法人会（以下「本会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

第2条 本規程において掲げる次の寄附金用語の意義は、当該各号のとおりとする。

（1）一般寄附金

本会会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

（2）特定寄附金

本会会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

（3）特別寄附金

前各号のほかに、個人又は団体から用途を定めて受領する寄附金

2 前項寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を本会定款第4条に規定される公益目的事業に使用しなければならず、残額については、法人会計に充てることができる。

第4条 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、本会定款第4条に規定される公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めるものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

第5条 特別寄附金は、寄附者から資金用途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

第8条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

※本規程の全文は当会ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

平成28年度『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業

平成26年にはじまりました本事業は、本年度で3年目の開催となります。当初は参加3校でのスタートとなりましたが、回を重ねるごとに協力の手を差し伸べてくれる企業・機関、そして積極的に参加くださる小学校の数は増えています。現在のところ本年度では9校の参加と、多くの企業・機関のご協力をいただけることとなっています。それはひとえに皆さんの、「幼少期にある児童達に学びと経験の場を与えよう」という気持ちの現れであると感じている次第です。当会では、皆様のご期待に応えるためにも、本事業内容のさらなる充実を図れるよう努めさせていただきます。

平成28年度 特別交流事業日程（予定）

5月11日（水）

【対象】 新島村立式根島小学校6年生18名

【内容】 ①租税教室（署内見学）／記念撮影・租税教室・署内紹介VTR
→芝法人会館または芝税務署
②日本テレビ見学／番組収録・サブコントロール室等見学
→日本テレビ

5月25日（水）・5月26日（木）

【対象】 新島村立式根島小学校5・6年生6名

【内容】 ①東京ガス「ガスの科学館」→ガスの科学館
②租税教室（署内見学）／記念撮影・租税教室・署内紹介VTR
→芝法人会館または芝税務署

6月1日（水）

【対象】 八丈町立三原小学校6年生11名

【内容】 ①フジテレビ見学／収録スタジオ見学等→フジテレビ
②租税教室（署内見学）／記念撮影・租税教室・署内紹介VTR
→芝法人会館または芝税務署

6月1日（水）

【対象】 大島町立つばき小学校6年生24名

大島町立さくら小学校6年生19名

大島町立つつじ小学校6年生21名

【内容】 ①租税教室（署内見学）／記念撮影・租税教室・署内紹介VTR
→芝法人会館または芝税務署
②白金高輪エリアの工場・お店見学
→白金高輪エリア（高輪工業会他）

6月2日（木）

【対象】 神津島村立神津小学校6年生24名

【内容】 ①フジテレビ見学／収録スタジオ見学等→フジテレビ
②港区立小学校児童との交流→調整中
③租税教室（署内見学）／記念撮影・租税教室・署内紹介VTR
→芝法人会館または芝税務署

6月10日（金）

【対象】 八丈町立三根小学校6年生34名

八丈町立大賀郷小学校6年生19名

【内容】 ①租税教室（署内見学）／記念撮影・租税教室・署内紹介VTR
→芝法人会館または芝税務署
②本村小児童との交流／総合・体育・給食
→港区立本村小学校
③〈三根小〉フジテレビ見学／収録スタジオ見学等
パナソニックセンター見学／近隣にて自由行動
→フジテレビ、パナソニックセンター
〈大賀郷小〉自由行動

11月11日（金）

【対象】 港区立小学4～6年生児童200名程度※先着順

【内容】 ①キッズニア東京での職業体験→キッズニア東京

11月11日（金）

【対象】 東京諸島の小学6年生児童10名程度※先着順

【内容】 ①租税教室→芝法人会館または芝税務署
②企業の職業体験・見学→調整中
③港区立小学校児童との交流→調整中
④キッズニア東京での職業体験→キッズニア東京



たくさんの経験と出会い、そして学びを子ども達に



租税教室では、楽しい授業で税を理解。



キッズニアでは、キャリア教育と租税教育。



企業訪問では、仕事の現場をみんなで見学。

東京都

地球温暖化対策報告書制度

都内全ての中小規模事業所を対象に、事業者が、所有または使用する事業所ごとに前年度のエネルギー使用量及びCO₂排出量、地球温暖化対策の実施状況等を東京都に報告する制度。

対象となる事業所等



所有事業所



テナント


連鎖化事業の
直営・加盟店

対象外



住居に使用する部分


運行(航)に伴うもの
(自動車、鉄道、船舶、航空機)


都外の施設

【平成28年度提出期限】◎義務提出:8月31日 ◎任意提出:12月15日

※義務提出者は、都内に設置している「前年度の年間の原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満の事業所等」の原油換算エネルギー使用量の合計が3,000kL以上になる事業者です。任意提出者は、義務提出事業者以外の都内に中小規模事業所(年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所等)を所有・使用する事業者です。

《問》●東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)報告書制度ヘルプデスク

▶TEL.03-5990-5091/E-Mail.cnt-hokoku@tokyokankyo.jp

東京都 報告書制度

検索

東京都の省エネルギー診断 無料

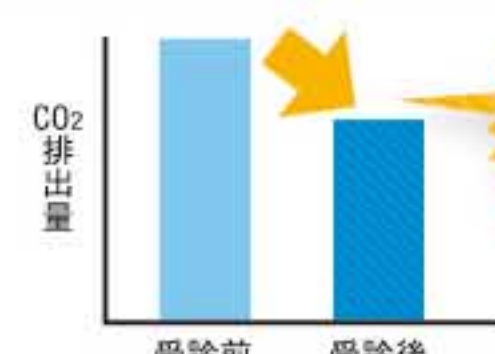
～中小規模事業所の光熱水費削減をお手伝いします～



●光熱水費を削減したい

●省エネって何から始めればいいのか?

●省エネをやってるつもりだけど...



《省エネ診断受診事業所》


【受診者アンケートによると
約80%の事業者が効果を実感】

最適な省エネ対策をアドバイスします!

《問》●東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)省エネ推進チーム

▶TEL.03-5990-5087/E-Mail.cnt-shoene@tokyokankyo.jp

東京都 省エネ診断

検索

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業

都内の中小規模事業所において運用されている情報システム等を、省エネ型のデータセンターを利用したクラウドサービスへ移行する際に、移行に必要な経費の一部を助成します。

【募集期間】平成29年1月頃まで 【予算額】6億7千5百万円

《問》●東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)事業支援チーム

▶TEL.03-5990-5089/助成金ホームページ <http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cloud/>

芝法人会

芝法人会(芝法人会館)は、平成27年5月・7月に港区省エネ相談員から、「省エネ診断」を受け、本年3月29日に、「港区省エネ推進モデル事業所」として認定書が交付されました。



港区役所

経済センサス
活動調査

平成28年経済センサスー活動調査を実施します

～日本経済の未来は、あなたの調査票から～

- 平成28年6月1日に実施する経済センサスー活動調査は、全国すべての事業所・企業を対象に、全産業分野について売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。
- 調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票は平成28年5月末までにお届けします。ぜひ、インターネットでご回答ください。
- 港区内での調査は、港区産業・地域振興支援部地域振興課統計調査係が実施します。
- ◆ご回答をよろしくお願いいたします。

平成28年
6月1日

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

経済センサスー活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

経済センサス2016

検索

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>


東京都港都税事務所

① 5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。平成28年度の自動車税納税通知書は、5月2日(月)に発送します。5月31日(火)までに金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。詳細は、HPまたは下記問い合わせ先へ

《問》●自動車税コールセンター ▶TEL.03-3525-4066

② 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください

法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

《問》●港都税事務所(【電子申告・電子申請・届出】各税目担当班【電子納税】徴収管理班) ▶TEL.03-5549-3800(代表)

③ 【事業主の皆様へ】平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します!

従業員の方の個人住民税は、事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただく特別徴収が原則となっています。

東京都と都内全62区市町村はオール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施しますので、事業主の方は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

《問》●主税局徴収部個人住民税対策課支援班 ▶TEL.03-5388-3046

④ 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。詳細は、主税局HP「(東京版)環境減税について」をご覧ください。

《問》

■中小企業者向け省エネ促進税制について

●港都税事務所(【法人】法人事業税班(個人)個人事業税班) ▶TEL.03-5549-3800(代表)

●主税局課税部(法人) ▶TEL.03-5388-2963 ●主税局課税部(個人) ▶TEL.03-5388-2969

■地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について ▶TEL.03-5990-5091

『第5回 通常総会』等の開催について

日頃は、当会事業の推進に格別のお力添えを賜りまして厚くお礼申し上げます。
さて、当会は、平成27年度事業につきまして、会員各位のご協力により、無事終了いたしました。
つきましては、「定款第13条の規定」に基づき、下記のとおり『第5回 通常総会』を開催いたします。
会員の皆様におかれましては大変ご多忙とは存じますが、万障お繰り合わせの上、
何卒ご出席下さいますようお願い申し上げます。

日 時

平成28年 **6月9日〔木〕**
午後4時15分～5時30分
(受付開始:午後3時50分)

会 場

「**八芳園**」1階 “**ジュール**”
(港区白金台1-1-1／TEL 03-3443-3111)

ぜひ出席してください!!



『第5回 通常総会』

議 案：第1号議案 平成27年度 事業報告及び収支決算報告〈案〉承認の件
第2号議案 理事・監事候補者の選任〈案〉承認の件
報告事項：平成28年度 事業計画及び収支予算報告の件

通常総会開催前「八芳園」にて

◆「平成28年度 第1回 特別講演会」

講師：田原 総一郎 氏 演題：「時代を読む」 時間・会場：午後2時30分～3時45分・1階“ジュール” ※参加費無料

通常総会終了後「八芳園」にて

◆「感謝状贈呈式」

時間・会場：午後6時～6時30分・1階“ジュール”

◆「懇親会」

時間・会場：午後6時40分～7時40分・3階“チャット”

※懇親会費〔10,000円〕

振込先銀行名 みずほ銀行 新橋支店 口座番号 (当座預金)0002587

口座名義 公益社団法人 芝法人会(コウエキシャダンハウジン シバハウジンカイ)

※6月2日〔木〕までにお振り込み願います。(手数料は各自ご負担ください)

※キャンセルの場合は、必ずその旨を記載のうえ、事前にFAX連絡願います。

＜注＞6月6日〔月〕正午以降のキャンセルには、懇親会費全額をお支払いいただきます。

※『感謝状贈呈式』までのご出席については、懇親会費は必要ありません。

※『第5回通常総会 議案書』は4月27日〔水〕午後1時頃から、「当会ホームページ」に開示しておりますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

(議案内容に変更があった場合には、速やかに「当会ホームページ」に開示いたします)

※ご出欠回答ならびに委任状のご提出につきましては、6月2日〔木〕までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点などがございましたら下記へお問合せください
公益社団法人 芝法人会「事務局」 TEL 03-3453-6351

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所にて制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公 益 財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp